

亡くなられた後のお手続きの一例

		項目	手続き	窓口	期限	備考	
お 金 を 受 け 取 る	生 命 保 険	生命保険	請求手続き 名義変更	生命保険会社	死後3年以内	特約も忘れずに請求	
		団体信用生命保険	住宅ローン完済手続き	保険の加入先	住宅ローン返済が 滞る前に速やかに	住宅ローン	
		簡易保険	請求手続き 名義変更	郵便局	死後5年以内		
	健 康 保 険	国民健康保険 または 社会保険	葬祭費または埋葬費の 支給申請（5万円の支給）	高額療養費の返還申請	市区町村役所の 国民健康保険窓口	葬儀後2年以内	領収書等が必要
			故人が診療を受けた 月の翌月～2年以内		または 勤務先の健康保険組合	定められた自己負担額を超えた金額が 払い戻される。領収書等が必要	
	年 金	老齢年金	受給停止 未支給分の請求	年金事務所に問い合わせ	厚生年金… 死後10日以内 国民年金… 死後14日以内	未支給分の請求ができる	
		遺族基礎年金 寡婦年金 死亡一時金	受給手続き		死後2年以内	故人が国民年金に加入しており、 条件を満たしている場合いずれかを 受給できる	
		遺族厚生 (共済)年金	受給手続き		死後5年以内	条件を満たしていれば遺族基礎年金と 併せての受給が可能	
		失業保険	未支給分の請求		公共職業安定所 ハローワーク	死亡の翌日から 6か月以内	故人が失業保険を受給していた場合
	そ の 他	医療費控除	控除申請。所得税の確定申告と 合わせて控除が受けられる	税務署	死後5年以内	自己負担額が10万円を超える場合 医療費の領収書等が必要	
		労働災害保険	葬祭料の請求手続き 遺族（補償）給付特別支給金 の請求	労働基準監督署	死後5年以内	通勤中や業務上の事故等で死亡した場合	

